

教育施設の使用について

【 団体登録 】

- (1) 市内に活動の本拠を有していること。
- (2) 社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体であること。
- (3) 団体登録時には、団体の定款、規約又は会則を提出すること。また、高校生以下の団体料金の適用を受ける場合は、「高校生以下料金の適用確認票」を提出すること。

【 使用申請 】

- (1) 使用許可申請書は、施設を使用する月の前月の初日から使用する日の7日前までに提出すること。
- (2) 使用料は納付期限日までに必ず納付すること。
- (3) 許可内容に変更が生じたときは、使用日の5日前までに、使用変更申請書を提出し、許可を受けること。
- (4) 施設を使用できなくなったときは、使用日の5日前までに、使用取消申請書を提出し許可を受けること。(災害、雨天、感染症予防その他使用者の責めによらない理由の場合は除く)

※使用日の5日前までに使用申請を取り消した場合、使用料を5割還付します。

※使用日の5日前以降は、使用変更・使用取消できません。使用料は全額負担になります。

【 使用上の注意 】

- (1) 代表者は、気象警報や暑さ指数などを注視し、施設使用の可否を適切に判断すること。
- (2) 建物、設備、器具等を損傷した場合、ただちに施設管理者に報告すること。
- (3) 学校関係者、児童・生徒、近隣住民等の迷惑にならないよう注意すること。
- (4) その他、学校管理者の指示に従うこと。

※災害その他使用者の責めによらない理由により使用ができなくなった場合、使用料は全額還付いたしますが、使用者に損害が生じた場合でもその責めを負いかねます。

<参考>使用料金

区 分		最初の2時間	2時間を超える場合 1時間ごとに
教室又はこれに 準ずる教室	一般	140円	70円
	高校生以下の団体	70円	30円
屋内運動場	一般	1,000円	500円
	高校生以下の団体	500円	250円
運動場	一般	500円	250円
	高校生以下の団体	200円	100円

※2時間以内の利用でも最初は2時間分、以降は1時間単位の料金になります。